

平成24年第4回(9月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成24年9月11日(火曜日)

本日の会議に付した事件

平成24年9月11日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 川上 昇 君 ・命名権の売却について
・町産業の活性化について
- 2 児玉 助壽 君 ・国営尾鈴土地改良事業に関する補助、助成等の公益性について

日程第 2 議案第32号 川南町税条例の一部改正について

日程第 3 議案第33号 川南町保育所条例の一部改正について

日程第 4 議案第34号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 5 議案第35号 平成24年度川南町一般会計補正予算(第2号)

日程第 6 議案第36号 平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 7 議案第37号 平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第38号 平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第39号 平成24年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)

日程第 10 議案第40号 平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 11 議案第41号 平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 12 議案第42号 平成24年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 13 議案第43号 平成23年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について

日程第 14 認定第 1号 平成23年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 2号 平成23年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について

日程第 16 認定第 3号 平成23年度川南町水道事業会計決算認定について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

午前09時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願い申し上げます。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、昨日に引き続き順次発言を許します。

まず、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 川上昇でございます。質問通告書に従って、大きく2項目伺いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、命名権「ネーミングライツ」の売却について2点お聞きします。

第5次川南町行政改革大綱の行動計画のうち、推進項目の1つの財政健全化があります。その具体的項目の1つに有料広告等の募集、推進についてがありますが、その内容の1つに命名権スポンサー募集が上げられています。これまでの町からの説明によれば、つまりは命名権「ネーミングライツ」売却ということになります。

厳しい経済情勢が続く中、税収の落ち込みをカバーする税外歳入の確保策として公共施設のネーミングライツ、施設命名権の売却に取り組む自治体がふえてきているのは御承知のとおりであります。6月には財政破綻の危機に直面している大阪府泉佐野市が新たな財源としてネーミングライツ売却に踏み切り、募集要項要領を発表しました。市の名称変更や、市職員の制服に広告をつける権利も対象となっているとのことでした。

県単位では、今月に入り徳島県で県管理の歩道橋10カ所を対象に、ネーミングライツの購入希望企業の募集を始めています。名古屋市や松坂市では、1月から既にネーミングライツスポンサーを募集しているようです。導入に際しては、さまざまなハードルがあると思われれますが、川南町の現状と課題はどのようなものか町の見解をお尋ねします。

また、現在、全国的に自治体のネーミングライツ募集中及び検討中の施設は数多くあります。九州内では、宮崎は今のところないようですが、福岡、佐賀、熊本がやっているようです。ネーミングライツの売却は、企業等からみれば広告媒体としての施設の価値が重要な要素であることはいまでもありませんが、川南町の今後の取り組みはどのようにお考えかをお伺いします。

次に、町産業の活性化について2点お尋ねします。

まず、平成24年3月の町政運営方針によりますと、特色のある日本一のまちづくりを目指したいという文言にその気概を大いに感じるところではあります。そして、その主要施策の第2位に出てきます地域の特性、資源を生かした輝くまちづくりは、今後の川南町の産業をどのように推進していくのか、その概要が示されております。

一部取り上げますと、自給率向上を目指す日本の食料供給基地として強い農業を推進する。

漁業の振興については、引き続き漁港の整備に努めるとともに、商工業との連携、6次産業化について検討するとあります。

宮崎県中小企業家同友会、財団法人日本立地センターの瀬川直樹氏が平成22年3月に宮崎県県民政策部が5年に1度出す宮崎県経済の構造で取り上げた平成17年の宮崎県産業年間表をもとに試算した川南町の生産額は、1,057億円であります。14の業種に分けてみると、製造業が307億円でトップ、続いてサービス業は260億7,000万円、3位の農業は212億7,000万円となっています。この生産額をさらに細かく見ると、1位畜産、152億3,000万円、14.4%、2位食料品、145億3,000万円、13.8%、3位飲料、75億2,000万円、4位医療、保険、5位その他対事業者サービス、6位子牛農業、53億万円、5%、7位商業、50億5,000万円、4.3%と続きます。ちなみに上位6部門で町内生産額の約5割と占めております。

川南町の経済の姿は大ざっぱに言うと以上のとおりであります。町政運営方針では日本の食料供給基地として強い農業を推進すると掲げられています。川南町では、四季を通じてさまざまな作物が育まれます。野菜、果物、米、茶などの特産物、畜産物に水産物、もちろん1次産業に限らずに2次産業製品もあるわけです。厳しい商取引の戦いの中で勝ち残るための、これが川南町の特産品だという商品ブランド化について日ごろからいかがお考えか、お尋ねいたします。

町内の業種別の生産額は、平成17年のデータではありますが、さきに申し述べたとおりで畜産をはじめ農業、食料品、飲料、商業、それに漁業を合わせると、町生産額の約5割となるわけです。これをさらに進化させるためには、行政の出番は重要なものであると強く感じるところです。町の特質なり、特性を見極め、固有の地域資源を生かすことは産業活性の起爆剤として必ず実を結びます。地元の宝物や地域の魅力を探す努力こそ、積極的に行わなければなりません。

地域に新たな気づきと活力をもたらす活動の場をつくるきっかけをつくる活性化のエンジンとなる、そのようなリーダーとしての行政は不可欠であります。町長の思い描く起爆剤としての異業種交流についての構想をお尋ねします。

以上、御答弁方よろしくお願ひいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の質問にお答えいたします。

2点ほどいただきまして、まず命名権「ネーミングライツ」、もう一つは町の産業の活性化ということでございますが、命名権につきましてはアメリカで1970年代に始まっておりまして、新しい広告の概念でございます。日本におきましても、2007年ごろから取り組まれておるようでございます。

川南町においてはまだその取り組みはございませんが、現状といたしまして新しい概念であり、非常に魅力的な部分があるのも十分認識しているところでございます。ただし、現在の景気状況、社会状況からしましてその件数はふえておりますが、実際の広告、スポンサーとの成立した数は減っておると聞いております。

これに関しまして、ただこれから先を見据えて我が町でいけば、例えば文化ホールでありますとか、図書館との複合施設、それからこれからつくる予定であります屋根つきの多目的運動場など、いろんな意味でやはり今後の課題として取り組む必要があると考えております。この当然の狙いは税収入、そういうこともあります、いかにいろんな形で企業なり地元と密接な関係を築いていくか、そういうことも非常に現実としてあるかと考えております。

今後の取り組みについても今、いろんな形で検討しております。そういうプロジェクトチームをつくりながら取り組んでいこうと考えております。

次に、町の活性化、1つ目がブランド化ということでございましたが、一般的にいえばブランド商品と申しますと、商工業関係が思いつくかと思いますが、現状観光協会の地場産業におきまして10件のトロントロンブランドということを発表しておりますし、今新しく商工会においても新トロントロンブランド商品の開発も検討しているところでございます。

今、いろんな形で浜うどんという、また商品も登場して、メディアのほうでもいろいろ紹介させていただいているところと思っております。川南町におきましては、当然農業も中心的な産業でございますので、農産物のブランド化、尾鈴農協にあるブランド品目ということ、県内において36商品あるんですが、そのうち尾鈴農協管内で15品目ということで、県内1位を誇っております。

町内におきまして12品目ということでございますが、今現在現状としまして、川南町では土地利用型の施設園芸を中心にいろんな方に取り組んでおります。現状といたしましては、川南ならではのより何でもできる状況であります。今後また、しっかりとした方向性を見つけ出しながら、しっかりしたものをつくっていく必要があると考えております。

水産業に関しましては、先ほど浜うどんが出てきましたけど、その原料でありますシイラその魚肉を利用したものが上げられると思えますし、今特にそういうものを6次産業という言葉でいろんな意味で連携して商業も、農業も、水産業もそして工業も、一つの産業として新たな取り組みがなされているところでございます。それは、次の質問で出てきました異業種交流についても非常につながっていると感じております。

異業種交流の代表格と申しますのは、私の考えではもう二十数年間続いております若者連絡会議が一番代表的なものだと考えております。彼らもそれぞれ職業を持っておりますので、彼らの持つそういう専門的な分野も利用した新しい商品開発というのもこれから望んでいきたいと思っております。また、その異業種交流の中で大きく捉えれば、例えば農業におきまますグリーンツーリズム、農家民泊、そういった新しい形の交流も異業種交流の一つとして捉えております。

認定農業者などの交流もございますし、これから交流人口をふやすという方針の我が町にとってはいろんな意味で重要な課題だと感じております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、第5次川

南町行政改革大綱行動計画、平成24年5月のこれなんですけども、ここに出てくるさまざまな施策につきましては、もう前へ前へといきますか、積極的にやっていくんだというふうにも私ども理解しているところがございます。先ほどから申し上げております、このネーミングライツにつきましても、24年度から一部導入あるいは実施ということで進め、推進されているわけですね。

先ほどからの町長の話によりますと、時代背景もあるんですが、若干なんか消極的な姿といいますか、印象を受けるような気もするんですけど、私どもとしましてはですね。もう少し、本当に積極的に立ち上げられるのかというふうに思っていたところです。ネーミングライツの時代背景さまざまあって、いろんなメリット、デメリットがあることは皆さん御承知のとおりであります。そもそも数年前から日本のほうでも導入されたという話で、確かに宮崎県でも宮崎県芸術劇場ですかね、こちらが県民メデキットセンターでしたかね、そういうふうにあい称、これはあい称みたいですが、あい称をつけてやっているということなんです。この川南町が、この行動計画に採用するというきっかけになったそもそものいわゆる売却によるメリットについては、どのような議論がされたのでしょうか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

どのようなきっかけかと申しますか、基本的にはやはり今持っている施設、今持っているものをいかに有効に利用するか、無駄をなくすということは当然ですが、それをより積極的に活用するという考えでございまして、当然職員提案の中にも入っておりますし、先ほど議員の質問があつて、消極的ではないかということでしたけど、現状を申し述べましたところでありまして、考え方としては非常に新しい概念でございまして、ぜひ積極的に取り組みたいと感じております。

以上です。

○議員（川上 昇君） そのお言葉を聞きまして若干安心したところであります。一旦やろうと決めたことはやっぱり全庁一丸となって進んで行くというようなことかなと、大事なところはですね。そのように思うところであります。

先ほどから第5次云々ということによっておっしゃるんですけども、もう既に一部導入あるいは実施ということなんです。先ほどの町長のお話によると実際はまだ検討中だというような感じを受けたんですが、例えばこのスポンサー募集の要項、募集要領、このあたりの作成はもう済んでいるんでしょうか、いかがでしょう。

○総合政策課長（永友 尚登君） 要綱についてはまだ作成しておりません。ただ、作成していないというよりも、これからネーミングライツのことの発端といいますか、一つはやはり屋根つきの多目的運動場が、大きな一つの要因だったと考えております。これは、相手があつてのことがもちろんです。

ですから言葉、言い方が、表現がまずいかもしれませんが、ある意味営業といいますか、企業のほうにお話を持っていきまして御相談しながら、企業のほうもこのネーミングライツ

につきましては、名前を売るとか広告とかそういう意識よりも地域貢献というか、利益を地域に還元するとか、そういった今企業の地域への貢献度というのが非常に企業の中でも求められておりますので、そういったことでのコンセンサスが得られれば、そういったことでぜひお願いしたいと思っております。

ただ、企業と申しましてかなり大きな企業じゃないと、やはり年間相当な金額を出していかないといけないし、契約にあたっては単年度というよりは複数年度の契約でしょうから、そこ辺も含めまして企業さんとはお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） おっしゃる趣旨は十分に理解しているつもりです。また、大阪の泉佐野の話に、最近の話題ですので、ちょっと私も新聞を読んだりしていたんですけども、あその場合は先ほど申し上げましたけども市の名称、それから市職員の制服にまで広告をつけるというようなやり方も考えているというような話だったんですが、例えば市の名称といえば、皆さん御存じのトヨタ自動車为爱知県のあるところは挙母市というところでしたかね、そこを豊田市にしたんだというような経緯がございます。

ネーミングライツの売却は都市部を中心に全国的に広がってきたというところらしいんですが、その対象はいわずとしましてスポーツ施設ですね、御存じのとおり皆さん幾つもあると思います。それから、文化施設や道路、それからトンネル、それから先ほど申し上げました歩道橋、こういったのがあるようです。公共施設であればその対象になるというような捉え方なんでしょうけども、先ほど町長話がありましたけども、施設に限ってのことなんでしょうか、対象として考えられているのは、例えば広報車というようなところがありました、あれは一部広告だけなんでしょうか。このネーミングライツの売却については、施設に限るということなんでしょうか。いかがでしょう。

○総合政策課長（永友 尚登君） 先ほど川上議員が言われたように、ネーミングライツについては町が保有する財産というか、資産についてはどの部分も先ほど言われたように道路とか、いろんな部分も考えられると思いますので、それは検討すべきだと思います。

それと、ちょっと今考えているのが、これも相手があつてのももちろんことなんですけど、先ほど言われたほかに現在フロンティアバス運行しておりますが、これがデマンドバスに移行の、実証運行の移行も考えております。となると、バス停なり、走る広告塔なりバスなんか非常に優良広告になるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） その対象の施設といいますか、対象物件についてはわかりました。どのように進めていくかというのがいずれにしても課題でしょうけど、今度は先ほど町長のお話の中にもあったんですけども、先ほどから何度も言いますが、例えば大阪のこの泉佐野の場合は、募集要領で地方自治法が定めている一般競争入札参加資格のある法人で、風営法、風俗営業法ですね、こちらの規制対象は除くというようなことのように。市の品位を、こ

ここでいえば町ですね、町の品位を損なう内容や政治活動、あるいは宗教活動に絡むものは認めないというふうな条件もつけているようです。

今後の募集要領ですね、その作成に取りかかっている段階で参考になればというふうにあるところですが、国内、例えばスポーツ施設なんかは特に先ほどもちょっと話があったんですが、スポーツ施設などについては国内、あるいは世界的にメジャーなネームバリューですね、オリンピックなんかでもよく出てくるあのマークのつくようなネームバリューのある企業名がついたほうが、今後のたかが川南のスポーツ施設にキャンプを誘致するのですとか、あるいは試合会場として誘致するとかいう場合には有利になると思うんですが、そのところは素朴にどうお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御意見でございますが、可能性があるものであれば、今議員がおっしゃられたとおり、町としての品位を損なうもの、そういうものは当然除くべきだと思いますが、可能性があるものに関して我々がやはりチャレンジすることは非常大切なことだと思っております。

○議員（川上 昇君） それから、次は契約の期間の関係をちょっと考えて質問したいなと思うんですが、例えば先ほどの泉佐野、市の名称を変えて、例えば3年でまた次のスポンサーを募集するとかいうことであれば、非常に市の名前が3年あるいは5年ぐらいでぐるぐる変わって、住民はとてもしゃないけど落ち着かないと思うんですけども、ほかの施設についてもそれは同じことがいえると思うんですが、泉佐野の場合は市の名称変更は期間を10年以上とすると。それから、その他の広告については、ものによるんでしょうけど1年から5年、名称変更に伴う看板書きかえの費用など約10億円、あそこの試算なんだろうけど、約10億円は命名権獲得者が負担すると。先方が負担するというようなことになっているようです。ちなみにですが、アメリカあたりでは命名権は20年契約というのが主流になっているようですけどもね。長期契約が主流のようです。

例えば、川南の場合を考えたときに、運動施設が二、三年みたいな短期間で名称が次々ころころ変わるというような可能性だってあるわけですね。契約期間によっては。これでは町民はじめ施設利用者が混乱や戸惑いもあるわけですが、何より施設に対する愛着心がやっぱり高まってこないんじゃないかというような課題を感じるところです。この契約期間についてはいかががお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、議員のおっしゃるとおりアメリカにおいて20年、30年そういう長期の契約があると聞いておりますし、現状として日本の場合は3年程度、3年、5年と聞いております。まさしくやはりそういう名前がころころ変わるということは、本当に議員の言葉そのままになりますけど、親しみとか、そういう我々身近に感じてもらうものがどんどん変わるという、ちょっと違和感を感じる場所があると思います。許される範囲で、やはりこちら側としては長期に契約を望むと、そういうのが素直な感想でございます。

○議員（川上 昇君） このネーミングライツ売却について、さまざまいろいろと調べてみますと、いろんな問題点が出てくるんだというところです。みんながみんな、住民が賛成するかどうかというのも当然あるわけですが、いわゆる税金で、わかりやすくいえば税金で建設された公共施設を一つの私企業ですね、私の企業ですね。私企業の名称に変更するということが一般的にはなろうかと思うわけですが、公共イメージが損なわれるというような感覚もあるわけですが、その辺についてのこの行動計画に乗せるまでに議論はいかがだったんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われるとおり、そういう税金で建てた公共施設になじまない部分があると、そういう考え方があるのは十分認識しております。それでもあえて、やはり我々が望む地域と一体となった企業スポンサーとも一体となった取り組みというのは可能な範囲でできると考えておりますし、明らかになじまない名前、そういうものは選定するときにもまたそこで考えていけばいい問題だと思います。大事なのはそういうことをやる意欲があるのか、そういう努力をするのかということだと感じております。

○議員（川上 昇君） 地方自治体が所有している公共施設ですので、非常な注意が必要かと思うんですが、ただ何も企業の名前をつけなきゃいかんということは当然ないわけで、また違った、いわゆる愛称ですね、それで済ませるという方法もあるでしょうし、さまざま方法はあろうかと思えます。何も条例を変えてその施設の名前まで変えてしまうというようなことは、ほぼやっていないというふうにも、調べてみたら結構それが多いいというふうな感じもしますので、その辺は今後のさまざまな検討段階での課題かなというふうに思っております。

ただ、気をつけないと命名した企業が何か不祥事を起こしたりすると、後々響くんだと。例えば、この間のオリンパスですかね、あそこじゃないんですけども、あそこでさまざまやっぱり八王子ですかね、あその場合は、八王子の市民の、八王子市に対する批判があるんだというような報道もあるようですので、ひとつその辺は今後の検討課題かなというふうに思うところです。どうぞ検討されて、存分に計画が進められることを望んでいるというふうに申し上げたいと思います。

それから、続きまして地方産業の活性化についてということで、先ほどもお話をいただいたところですが、長期総合計画あたりで先ほどから私も言いましたけども、地域の特性、資源を生かした輝くまちづくりについて考えるんだというところなんですけども、川南町を売り込むと。川南町のものを売るというのも一つの手なんですけども、その川南町を売るんだというふうな、いわゆる積極的に販売していく、営業というその辺の構想ですとか、議論というのは今までなかったんでしょうか。いかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えします。

川南町を売るという意味におきましては、現在の商工会のほうがやっただいております軽トラ市、今月からは日本一という冠をつけるというふうにも聞いておりますし、就任当

初から日本一を目指すということを言わせていただいております。なぜそうするかということとは、やはり日本一を一般的な概念で目指すというよりは、まず人がやっていないことをやる、それが職員の自信につながるし、ひいては住民の自信につながる、そして一体間を生むと感じておりますし、そういう議論は常にさせていただいております。フェイスブックの取り組みもそうですが、自分たちの思いを伝えるために、いろんな手法は無限にあると信じておりますので、その中から今できることを選択してやっていきたいと考えております。

○議員（川上 昇君） なぜ私が今のことを言ったかといいますと、計画書の中をずっと見ていきますと、長期計画をずっと見ていきますと、ハード面で充実するというところに重きを置かれているような印象があるんですね。農業にしても、漁業にしてもそうなんですけども、ですから町の役割というのはさまざまそれはあるでしょうけども、私の場合は当然リーダーですから、町の産業について産業は例えば民間任せといいますか、その営利団体任せといいますか、農業であれば農協ですとか、そのほかいっぱいありますけども、それから漁業でいえば漁協とか、あるいは商工業だったら商工会とか、そこにもう任せるんだと、そこがやることを支援するんだ、後押しするんだということに終始するよりは、どこかでやっぱりリーダーシップっていうんでしょうかね、そういうのを発揮されたほうがいいんじゃないかというふうに感じているものですからそのように申し上げたところです。

それから、町の特質なり、特性を見極めて固有の地域資源を生かすことが産業活性の起爆剤というふうに申し上げましたが、地元の宝物が必ず探せばあるんでしょうけども、なかなか皆さん、日々見ているやつでなかなか宝物というイメージがないのかもしれませんが、その地域の魅力を探す努力こそ積極的でなければならぬんだと。地域に新たな気づきと活力をもたらすと、活動の場をつくるきっかけをつくる活性化のエンジンとなると、そのようなポンプとなるというような、行政は不可欠であると思うんですけども、こういった行政がこうなんだと、私が今申し上げたことに対しましていかがお考えでしょう。

○町長（日高 昭彦君） ただいま川上議員が言われるとおりだと思いますし、行政がやることの最も大事なことにそういう気づきを仕掛けるきっかけをつくる、そういう考えを誘導する。ものづくりに関しましては、確かに民間に任せる部分が非常に有効な場合が多いかと思いますが、そういう考え方、理論、これからの構想といいますか、そういうことに関しましては、当然我々が積極的にやるべきだと感じております。

○議員（川上 昇君） ぜひそのようにお願いしたらと思いますけども、かつて宮崎県前知事の東国原、前知事があの方はトップセールスの第一人者といいたいまいしょうか、そのように日々活躍された印象があるんですけども、おととしの11月に私、ちょっと用事がありまして東京に行ったんですが、東京駅の八重州口のほうで新富町が特産品の販売をやっておりました。確かそこに土屋町長がいたと思うんですけども、川南町には国内でも屈指の産物が山ほどあると、考えによってはそういうふうになるんじゃないかと思うんですけども、日高町長、トップセールスやってみようかというお考えはどうでしょう、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） すばらしい御質問ありがとうございます。気持ちだけは十分そのつもりでありますし、もともとそういう仕事をしていたと自分では思っております。

○議員（川上 昇君） 一日でもそういう日が早く来るようにさまざまな検討をされるといいかなというふうに思うところです。

地方自治体が都市住民を受け入れて委嘱する地域おこし協力隊と、御存じかと思うんですが、地域おこし活動の支援や農林漁業応援、住民生活の支援などに携わる。これは、国からの特別交付税で自治体を支援する制度のようであります。

私もまだ勉強は半端で十分なことを申し上げられないんですが、役場の方だったら御存じかと思うんですが、ちなみに農業生産法人山形ガールズ農場とか、女性群がやっている山形ガールズ農場で地域おこし協力隊員を委嘱して、農産物の栽培からその販売や地域のPRまで若者が農業に目を向けてもらうきっかけとして農業の活性化、後継者の育成につなげているようです。御存じでしょうか。ここ川南町で取り組む予定はありませんでしょうか、いかがでしょう。

○農林水産課長（押川 義光君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

先ほど言われた地域協力隊に関しましては、大変申しわけありませんが存じておりません。ただ、この地域におきましても、やはりいろんな形で地域内で協力体制を取っていく準備はできているというふうには考えております。

ただ、町内でそういう形が取れていくであろうと考えられるのが、今のところ2カ所がそういう形でできるのではないかという、私たちの推測を今しているところでございますが、それを実現化していくためにいろんな取り組みを農林水産サイドではやろうということはしております。言いかえれば、福岡あたりでやっています集落営農とか、そういう世界なのかもしれないけれども、先ほど議員の言われたような地域協力隊という新たな発想のもとにやるのがまた新しい時代のニーズかなというふうには考えておりますので、積極的取り組みでいきたいと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） もう一度言いますね。都市住民を受け入れて委嘱する地域おこし協力隊だそうです。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民生活の支援などに携わると、これは国からの支援があるということです。インターネットがすぐ見れるでしょうから、すぐ答えが出るかと思うんですが。

○農林水産課長（押川 義光君） 川上議員の質問に再度お答えいたします。

都市との協力関係を結んで地域協力隊という御質問でございました。大変失礼いたしました。全国で今10カ所ほどこういう取り組みをされているということでございまして、まだ都市部との交流によるこの地域協力隊というのはなかなか厳しいというふうな考え方は持っております。

ただ、川南町にも新規就農で各県からいろいろ今お越しでございます。現在、直接的には

8名ほどほかの県から来てという方もいらっしゃいますので、できますればやはり都市部、東京、大阪、大都市圏からそういう方々を受け入れて協力隊をやればいかとは思っておりますが、現段階で取り組みをやっていないという状況でございますので、これにつきましては、今後十分検討してそういう方向で進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議員（川上 昇君） 今の都市部からのというところにちょっと関係するかもしれませんが、川南町には平成3年12月21日、条例第14号ということで川南町人づくり交流基金条例というのがありますね。ここの設置が目的でしょうけども、川南町の活性化を図るため、町民が国、または県域を超えて他の地域の風土、歴史、伝統、文化、産業に接することにより広い視野を持った有能な人材を育成することを目的として川南町人づくり交流基金を設置する。それが第1条。

第2条が基金の額ということで、基金の額は5,000万円とすると。必要があるときは予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができる。今のが2項。3項目で前項の規定により積み立てが行われたときは基金の額は当該積立額相当額を増加するものとするということで、第7条まであるんですが、こういった条例がある。

そして川南町の活性化を図るため、広い視野を持った有能な人材を育成する目的ですから、これ以上力強い味方はないかなと私どもも思うところではありますが、地域再生の担い手となるリーダーやキーマンの育成が重要なことはいわずと知れたことで、将来を担う有能な人材をいかに育てるかが成長や発展に欠かせないというところかなと。

いずれにしても人づくりなんじゃないかなというふうに思うところですが、産業の活性化にしてもまちづくりにしても基本はやっぱり人づくりと。一人のリーダーにより、町や地域が大きく変わったという事例は各地で少なくないというような話は、皆さんよくお聞きじゃないかと思います。この人づくりに関しては、どのような計画をお持ちでしょうか、そしてこの交流基金をどのように活用されているのか、お伺いします。

○総合政策課長（永友 尚登君） この人づくり交流事業補助金につきましては、今申し上げました補助金を設けておりまして、今年度におきましては当初予算で200万円、内訳としましては日本三大開拓地交流事業のほうに150万円、それから町民自主研修事業のほうに50万円ということで、今川上議員が言われた分につきましては、当面はこの自主研修事業が相当するのかなと、それと長期的にはこの日本三大開拓地交流事業で小学生が十和田市と矢吹町と交流した中で、長いスパンを要しますがこういったところも十分人づくりにつながっていくんだろうと思っています。平成23年度におきましては、4人、先ほど申し上げました町民自主研修事業のほうに4人、北海道、静岡方面のほうに自主的に申請をしていただきまして、それぞれの専門分野についての研修に行っていたいております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 了解しました。使い方につきましては、私はそれはそれなりに検

討されている結果でしょうから、何も都市部からどうこうした人に使わなきゃいけないという事は限ったものでないというふうには、もちろん理解できます。ただ、先ほどから私言っておりますけども、地域産業の活性化あるいは町の進化といいますかね、この活性化についてさらにその辺がプラスアルファで加わってくるとさらにいいんじゃないかというふうに思うところであります。

それから、異業種の集まり、先ほどちょっと話もありましたけど、異業種の集まり、活動ですね。これは、必然的に直接的に利益を求めるわけじゃないと思うんですね、異業種の交流というのは。そこを、メリットと捉えて全体として何かを取り組むというテーマが結束力や達成度あるいは親和感、その結びですね、その辺が非常に高いんじゃないかというふうに考えられるんですが、そのメリットを生かして異業種交流、先ほど町長言われましたけども、例えば町が何かそういったのを立ち上げようかと、ちょっと今若者連とかいう話もありましたけども、それぞれいろんな部会といいますか、いろんな団体もちろんあるんですが、町が何か肝いりで何かやってみようかなというようなことをお考えはないですか、いかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） 現状に置きまして、今すぐという段階ではございませんが、先ほども答弁させていただきましたけど、若者連絡協議会、通称「若連」と申しますが、川南がもう30年近く活動してくれているおかげで他町村もそれに加わりたいということで、川南主導で現在木城町、新富町が入って若者同志会、通称「わっけいどう」といっておりますが、都農が今準備中でございます。高鍋もこれからというふうに聞いております。一つのきっかけではございますが、彼らの力もやはりこれから次の時代を背負ってくれるであろうし、現にフェスティバル等、かなりのイベントにおいては自主的なボランティアの活動をしていただいております。非常に町としても助かっていると感じております。

○議員（川上 昇君） 継続してよろしくお願ひしたいなと思います。

時間ももうそろそろなくなってくるんですが、川南町の例規集を見ますと、産業あたりを見ていくと、産業振興条例と、御存じの産業振興条例というのはありませんね、今のところ。

2010年の10月での策定状況は、全国で15道府県と56の市区町だそうです。自治体が地域振興の旗を立てるべきと思う、何度も私先ほどから言っておりますけども、自治体が地域振興の旗を立てるべきと思う、自治体自体が地域の産業を振興する立場を自治体内部に明確にするというような意味合いもあるんじゃないかと思います。そして、振興条例に基づいて施策を具体化するわけですね。振興条例の制定により行政市政の連続性を担保することができるんじゃないかというふうに考えられます。

今までの地方自治体の産業振興は、担当課ごととかあるいは団体ごとであったのかなと考えられるんですが、しかしその連携力こそ経済を生かし、動かして地域を変えるということになろうかと思います。農商工連携や6次産業化、生産だけでない価値創造となるんじゃないかと考えられます。農業、漁業、林業、商工業、それからサービス業等をトータルに捉え

ますね。条例により形づくりを担保して、役場が経済循環を高める媒介といいますかね、ポンプ役になるんだということになるんですが、以上のように考えるわけですけれども、この産業振興条例、これについての見解をお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘の産業振興条例でございますが、現在においてはまだ取り組みはしておりません。やはり、今全国でそういう新しい取り組みがされている現状は認識させてもらっておりますし、同じくその先に見えるのはやはり基本自治条例も同じような意味だと思っております。要するに、トップがかわろうとかわるまいとやはり町の方向を示しておくというのは十分重要的なことだと思っておりますし、現在はそれを基本計画、基本構想として扱っておりますが、より強いものにするためにはやっぱりそれも一つの方策だと思っております。

○議員（川上 昇君） 最後に、時間もなくなってまいりました。先ほど私が地域の宝というような話をしましたけども、御存じのとおり徳島の上勝町というところでは、葉っぱですね、葉っぱ、つまもの、これをビジネスで一躍有名になった町であります。川南町にもさまざまなところにあるような宝物があるんじゃないかと思うんですが、私どもははじめ町の職員の皆さん方あるいは町民みんなですね、町の宝物を改めて探しましょうというような雰囲気づくりを、旗を振っていただければいいがなど、私どもも日ごろから頭に入れておきますので、そのようにお願いしたいなど。

そして、地域の産業の活性に結びつけたらいいがなどというようなことを申し上げまして、時間が参りました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、国営尾鈴土地開業事業に関する補助、助成等の公益性について質問いたします。

農業振興地域産業経済を活性化させる上において、畑かん事業自体に公益性があるとしても、本事業の受益者負担金は本公共事業で利益を受ける個人や団体が、土地改良法第9条の規定により事業費の一定割合を負担する制度であるにもかかわらず、町は上位法を無視し、条例を定め受益者負担金を非受益者に肩代わりさせているが、どこが申請した事業で誰の財産なのか、その公益性について次の5点を伺います。

まず1点目、平成6年度以前の説明では県営工事費全体の8.3%が農家負担となっており、現在では県営の支線水路までは農家負担ゼロとなっているが、県営事業であるから県の条例改正がない限り負担金の変更、負担区分の変更はできないはずだが条例改正はあったのかを伺いたい。

2点目、生産性の伴わない開栓手続がされていない給水栓設置のために、今までまた今後ともに多額の県営事業負担金を農業債、すなわち借金で賄い、そのツケを非受益者の町民に負わせているが、その農業債の償還方法及び農家負担をゼロとする、合法とする根拠を伺いたい。

3点目、6月議会で開栓手続をされていない給水栓設置に伴い生じる町の立て替え払いは合法とする見解であったが、立て替え払いを地方自治法で認めているのかを伺いたい。

4点目、尾鈴土地改良区の運営費は組合員の経常賦課金で賄うのが基本原則にもかかわらず、非組合員である町が不足運営費を全額補助しなければならない土地改良法に基づく法的根拠を伺いたい。

5点目、利用率予測が30%に満たない事業は土地改良法に抵触すると思われ、条例を定め今までまた今後ともに税金を浪費しそのツケを町民に負わせているが、条例を改廃すべきではないのか、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

5つほど質問をいただきました。まず、1点目でございますが、県の条例の改正はあったのかということでございますが、県のほうの条例におきましては、市町村が支払う割合を決めておりますので、市町村が払う分についてはその市町村に任されていると理解しておりますし、現に全てが自治体が払っている例も県内にもございます。要するに、条例の改正は行っておりません。

2点目でございますが、この給水栓設置いろんな形で支払いをさせていただきますが、これも当然条例で定めておりますし、未設置におきましても水の必要性、これから重要となることを見越しての先行投資という意味合いで設置をさせていただいております。

3点目でございますが、町の立て替え払いを地方自治法で認めているのか伺いたいという御質問だったと思いますが、地方自治法におきましては、第96条におきまして議会は条例を定めることができる。また予算を定めることができますので、その町のほうで定めております川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例に基づきまして予算の範囲以内で、当初予算で予算案を提案し、議会委員会で説明をさせていただきますまして、可決をいただいているということでございます。

4点目でございますが、土地改良法についていろいろ御指摘をいただきましたし、町がそういう助成をするのはどうかということでございます。まずは補助をすることがいいかどうか対局でいきまして、公益性があるかどうかだと考えておりますし、土地及び水というものが農家個人のものだけでなく、当然環境を守り土地を守り国土を守ると、食料を守るそういうふうを考えておりますので、公益性があると考えております。

最後に、この条例を改正する、廃止する考えはという御質問でございますが、改正も廃止する考えもございません。

以上です。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前09時56分休憩

.....
午前10時06分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 県の条例は関係ないような話やったけんどんよ。この県営事業じゃったら、県の条例で基づいてせんならんちやがよ。恐らくこの担当課長がやった概要工区もこれは4区分に設定されておるのに、農家の分は白紙になっておるといふ数字は入っておらんけんど。ということは、県がよ、4区分に設定しとっとやがね、これは国営事業も4区分も設定しとるよ。そしたら、町長が言うごつ町の条例で定めとるかいええちゅうけんどよ。それは根拠にならんちやがね。県の条例を持ってきて、こういうようになってるか、町が決めてんいいですよち、その条例を持ってきてください。根拠となる条例。根拠となる条例を提出ください。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

県の条例では、県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例というのがございまして、この中で経営事業は畑地総合整備事業で行われておりまして、これが100分の18.3%ということで決められております。その中の3項に当該県営土地改良事業の施工にかかる地域の全部または一部をその区域の全部、または一部とする市町村がその事業に要する経費のうち、当該市町村の区域内にある土地にかかる第1項に掲げるものに対する分担に相当する部分の費用を負担することについて同意をした場合は、分担金の徴収に変えて当該費用を当該市町村から徴収するというようになっておりますので、もうこの同意ということができておりますので、県は市町村、すなわち川南町に対して18.3%の負担金を請求をして町は払っているということでございます。そのうち、ですから川南町が払った部分の残りのじゃあ受益者に対するのはどこで決めているかという、町の負担金条例と規則によりまして徴収をするということで今やっているところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） その読んでもわからんとやがね持ってこんな。担当課長にこれやったちやがね、通告したら俺今まで初めてやったわ、こんげな質問するかいて、条例改正があったとかねえとかいうとやったら、やっぱ俺がとこ持ってきてよ、こういうのがありますよて出さないかんどがや、それ出せよお前は、ちゃんと、質問する前。お前らが、その読んだとがうそかもしれんど。ちゃんと実証するものを俺がとこに持ってきて見せんわからんじゃねえか、お前ら。うそを読んどるかかもしれんど。

これはね、この国営の分でんよ、これは土地改良法第9条の規定による負担金の納入方法じゃろうね、本事業の区域を地域とする尾鈴土地改良区箇所、土地改良法では（昭和24年度法律第195以下「法」という）第90第4号の規定により宮崎県が法第3条に規定する資格を有するものに対する負担金にかえて当該土地改良区からこれを相当する額として徴収する金銭を宮崎県の定める条例に従い負担するつちなつとるわけじゃがよ、町が負担するちゅう法律にはなつとらんど。土地改良法に準じて県の条例もできとるはずじゃが。

○議長（山下 壽君） 児玉議員、今ここに要求されました条例は持ってきましたので、

確認してください。それぞれそれ、一番上と。いや右、右、それぞれ。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。

午前10時12分休憩

.....
午前10時13分再開

○議長（山下 壽君） 一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 順次聞いていくかいよ、時間もこれは取るけど、この負担金の額はよ。この負担金の額は、各年度ごとに市町村の意見を聞いた上、県議会の議決を経て知事が定める額とするちなつとるがよ。町じゃ決められんわけじゃね、県議会じゃねえと、県の条例じゃねえと。あんたが全部出すとは、補助金交付するときなよ、条例を定めて交付せんならんとは地方自治法じゃろうがね。違う。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

県の条例は県で決められることなんですけど、市町村の意見、それから受益者、そのあたりとの同意に基づいて県のほうは条例に定めたもので、町に負担をすることによって決めていると思いますが、県の条例ですから私たちがいうことじゃないんですけど、県のほうはどのように同意に基づいてこの負担金の徴収条例を決めていると考えております。

○議員（児玉 助壽君） 説明の意味がわからんけどんよ、俺は白紙になつとるけど、4区分に設定されておるけどんよ、もともとは国、県、町、農家じゃったちやろ。何でそしたら最初から3つじゃたらどう、こんげこんげ手を振るけど、3つじゃたら3つに区分しとけばいいわけで、何で4つになつととね、この資料じゃ。おかしっちゃねえね。もとは4つじゃったちやろ。3つじゃたら最初から3つに区分しとればいいわけじゃねえね、何で4つに区分する必要があつとね。

わざわざ誤解を与えるような資料はやらんでいいわけやがね。県の条例もこの、これは分担金じゃから、町の分担金じゃね、県が徴収したね。町の分担金であって、農家の分担金じゃねえわけじゃね。当該市町村から徴収するちなつとるから、これはね。県の条例じゃあ。そやけど、農家の分は土地改良区かい、受益者負担分はね。負担せなならん。そんげなこと言ったらね、課長おかしなつと。全てを県営水路のなんを全てを徴収するごとなつとるがよ。何で給水栓と、散水機だけが農家の負担が出てくとね。そげな片手落ちの補助制度ちゆうことはねえじゃねえね。一体と補助すつとが補助じゃね、補助対象外の施設は別ど。同じ一体となった施設でここが15%で、ここがただちゆうことはねえじゃねえね。そんげな補助事業はねえよ。大体補助事業は受益を送るものが一定割を負担するつとが補助事業の制度事業じゃね、違う。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の御質問にお答えします。

もともと国、県、地元負担という表現でなつておるところでございますが、この地元負担というのを町がどれだけ助成するかはその各市町村の裁量になっているところでございます。

して、先ほど町長が答弁しましたように全額を市町村が払っているところもありますし、うちのようにパーセントを決めて10%は町が払いましょうと。8.3%は農家が払いましょうというような自治体もございましょうし、そこそこで決めているわけでございます。県のほうの条例はもう地元負担でございますから、18.3%という金額を全て当該の市町村に請求をするという形になっておりますので、そこは県の条例は変わっていないところでございますが、あとは川南町は川南町の判断で10%、それも給水栓から先を8.3%農家負担ということで決めたとということで今、徴収をしているというところでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） ほかの市町村がしよるかいつちゅうけんども、今までそういう違法性を追及したものがおらんかいさういうふうになつとるけんども。それはこの広島県の廿日市市の市議会がよ、全会一致で議決したよ。この廿日市、緑資源幹線林道賦課金助成事業補助金交付要綱なるものをもって、廿日市市が林道整備をめぐる公共事業で地元林業組合に払う受益者負担金を補助したのは違法として、市民7人が補助金返還を市側に求めた訴訟で、広島地裁は返還請求そのものはひけたが、林道は林業組合の財産であるとの理由で補助金は公益上の必要性を欠き、違法と認められて事業中止になった判例もあつとですよ。課長、町の、町がどげな条例を締結しようが議会が全部、全会一致で議決しようがよ、上位法、土地改良法、県の条例に違反したら、違法じゃちゃがね。そこ辺どげん考えとつとね。

○農村整備課長（横尾 剛君） 農家負担につきましては、土地改良の定款で定めているところでございまして、定款の認可といえますのも、県のほうの認可がございまして。その定款で定められているものが県の認可がおりて許されるというか、それが働くわけでございますが、その定款ができておる中で農家負担をされている関係で、その間違ったものが定款に載っているというふうなことには私たちはなっていないと思っておりますので、農家の負担は正常に行われていると考えております。

○議員（児玉 助壽君） 課長ね、県議会で議決を経て、知事が定める額じゃっちゃかい。町じゃ定められんとやがね額は。町長、副町長、定めれる。あんた方もうプロじゃが長うおるが副町長、これがこつちが間違うとつとね。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....

午前10時25分再開

○議員（児玉 助壽君） ここに、市町村の意見を聞いた上ちゅうけんどもよ。この口頭で話した何でよ、負担が決めれんはずじゃあ、あんだども行政のなんしとつかいわかつとるはずじゃが、ちゃんと町の議会で条例で定めち8.3%のうち町が上乗せ、何%上乗せするちゅう条例を持って行って、県議会に持っていかん限りはよ、県議会の議決してよ負担が決められんとやが、ほんくらのことはわかるはずじゃけんども。

もう時間がねえからすらすらいくけんども、県営事業でいうとね、国、県、町、地元、すなわちこれは農家じゃけど、4つに区分されると思っとちゃけんども。これからしてこの町に18.3%の負担義務を課されとらんことは、もう明確であるわけだけど、もう町が負担する、農家負担分8.3%はこれは負担金じゃなくて、正確に補助金として扱うとはこの基礎自治体の行政の会議のあり方じゃねえですか。町長と監査委員に聞く。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....
午前10時38分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の質問にお答えしたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） いやこれは町長と監査委員に聞く。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えします。

県営事業に関しましては、事業ごとに申請をし、それで県議会の議決を、申請を出して議会の議決を決定をもらっているということでございます。詳細は農村整備課長に補足させます。

○農村整備課長（横尾 剛君） 県営事業は平成13年から始まっておりますが、実際負担が出てきたのが平成15年くらいからの負担だと思います。13年度に申請をする際にも、申請の中のあれは地元負担ということで、18.3%ということになされておると。概要公告が出ているというふうに考えておりますので、その地元負担というのが先ほどから言いますように、県はその18.3%を当該市町村、すなわち川南町に請求をいたします。川南町はその18.3%のうち10%の負担と、あと8.3%、給水栓以降の8.3%を受益者負担ということで農家に負担割合決めて規則、条例規則で定めた額を徴収をするというふうにしておるところでございます。

○議員（児玉 助壽君） 支線水路はどここの財産になるとね。

○農村整備課長（横尾 剛君） 支線水路は県営事業でつくったものですから、県の財産ということですが、それを委託される先は土地改良区ですから、土地改良区が管理をします。国営事業もしかりですが、ダム等も国の施設ですけど、これを最終的に土地改良区に委託するというので、管理は土地改良区が管理をするというふうな考え方でございます。

○議員（児玉 助壽君） この支線水路はよね、これはこの受益者の排他的占有施設になるわけじゃろ。

○農村整備課長（横尾 剛君） 当然、土地改良区が管理をいたしますので、土地改良区の占用の施設ということになるかと思えます。

○議員（児玉 助壽君） 占有施設に受益者にかわって、負担金を払うとはおかしいなっじゃねえか、そしたら誰も彼もんとを全部町が負担せんなんどって、全額補助で。補助事業と

いったらそんげなもんじゃねえどがね、補助事業の趣旨、補助事業の趣旨を伺いたい。

○農村整備課長（横尾 剛君） 補助事業は、いろんな補助事業があるかと思いますが、公益性を勘案してその補助率というのはその事業事業で異なるわけですが、定められているものと考えます。

○議員（児玉 助壽君） 私益のための補助事業じゃろうがね、これは。ちゅうことは、当然その受益者はそれに対して負担義務、一定の割合の負担をせんならんのが補助事業の制度じゃがね。負担割制度になつとやがね、ゼロちゅうことはないがね。どこに公益性があるねそれを、ゼロにする。ゼロにすると自体でも公益性がねえなつとだがね、違法じゃったがね。負担割になる補助事業はありわせんわね。

2点目に移るが、この借金いっぱいかろうとつとやけど、この農業債の償還方法。

○総務課長（諸橋 司君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

農業債の償還方法につきましては、事業費により異なります。例えば、2年おきの8年償還とか、最長15年の償還期間のものもございます。その状況に応じた農業債を活用していきたいと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 総務課長の説明じゃ、毎年債務負担行為が起きるといような話やと。債務負担行為はこれは起こさんでいい債務の方法をとつとつとですか。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

.....

午前10時47分再開

○総務課長（諸橋 司君） 児玉議員の御質問にお答えをいたします。

農業債につきましては、毎年当初予算のほうに地方債の借り入れということで議決をいただいております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 償還方法じゃねえじゃねえね、償還方法、借りるとはわかるけどよ。償還方法ちとはよ、債務負担行為を起こしたらお前、何ぼ借りたか、どこの銀行で借りから何年で償還するちゅう、それが債務負担行為じゃないとね。

○総務課長（諸橋 司君） 償還方法につきましては、先ほど申しました当初予算のほうに記載をしてあります。利率償還方法につきましては、記載をしてあります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） その一まとめにしたやつをいうとつとね、あんただ。一まとめに農業債とかなんとかしとるけどよ。何が何ぼで何が何ちゅうわからせんがね、そんげなつとやったら。一まとめに総務債とか何とかしとるとが、債務負担行為になつと川南町は。いい加減な債務負担行為じゃがよ。

ほな県営事業支線水路事業費本町負担分が18.3%、約15億7,000万円になってはいますがよ。

今の現在の開栓率予測で30%であるため、7割、約11億円が生産性が見込めないこの施設の事業費に税金が浪費されておるわけですがよ。たとえ町長が言うごつ合法としても、これは生産性が見込めんものにこれは税金を投入するごつはよ、これは財政を預かる者としての立場のある者として、この町民に対する背信行為じゃと思わつとよ、町長どう思いますか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

生産性という質問でございますが、畑かんに関しまして農業において水がいかに必要であるかというのはもう御存じのとおりかと思ひますし、現状といたしましてまだ設置していない、まだ引いていない土地でありまして、将来的に水が必要であるという考えのもとに先行投資という考えでさせていただいております。

○議員（児玉 助壽君） 先行投資してあったらね、町長、あんたどんが言うごつ、農家もそしたらお前、先行投資してやったらよ、事業者は負担するがの全部。ただで人のふんどしで仕事をするということではできんはずじゃが。あんたとんが先行投資すつとはわかるけどよ、農家も同じように先行投資せんかったらよ、先行投資の意味がねえじゃねえね。なんそいうわけのわからんこと言うとな。将来その先行投資、付加価値がつくようなことやったら、付加価値がつくとやったら、当然その負担金を納めるとが筋じゃねえね。負担金を納めんような先行投資がどこにあつとですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘、御質問でございますが、冒頭にも申したかもしれませんが、土地農業というものに対する考えが、農家一個人のものではなく、やはり町の財産、いろんな意味での国の財産だと考えておりますし、負担の仕方はその事業によって、いろいろかわりが種類があると認識しております。

○議員（児玉 助壽君） 町長ね、水を使うち生産して社会に還元できたらよ、それは通用するけどよ。その担保さえねえとよ、町長、何でかちいうとよ。栓を開けんければ、賦課金も払わんでいいわけじゃかい。その給水栓を開栓、何年まで開栓せならんちゅう担保もねえし、給水栓を設置してその設置費の請求権もねえとよ、うちの条例は。それをもって先行投資すると、その根拠を伺いたい、おれは。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、将来的に水が必要であると、そういう認識のもとで根拠とさせていただいております。

○議員（児玉 助壽君） 町長、おかしいよ、あんた。担保。将来的に水を使うちゅうその担保、補償を出してください。

○町長（日高 昭彦君） 担保という御指摘でございますが、町の将来的な農業発展のための整備を公共的に行うものであり、公益上の必要性があるというふうに考えております。

○議員（児玉 助壽君） みんな給水手続して設置するわね。恐らくこれはもう負の遺産になる、これは平成13年にもこの事業に対して、俺はもう考え直せち言うつとったちゃけど、平成13年の6月の議会か、3月、どっちかの議会にも、俺はこの事業はもう破綻する事業で予告しとったけどよ。恐らく負の遺産になるでしょう。そういう考えしとつたら。町長は、

立て替えや合法って言いよったけど、地方自治法じゃ、俺はおたくの総務課の職員に聞いたら立て替えせばええじゃないかと言ったら、立て替えはできんて言うたよ、自治法で。どっちが本当ね。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど自治法のことでも答弁させていただきましたが、自治法に定めてあります条例を定めること、予算を定めること、よって町はそれを受けて条例を定めておりますので、立て替え払いをしております。

○議員（児玉 助壽君） 立て替えていうことは、歳入があるちゅうこっちゃね。歳入が見込めるちゅうこっちゃね。立て替えは。ということはよ、その当初予算で歳入が合計で46万円くらいしか上がってきとらんがよ、ということは同意組合員が1,200人おるわけじゃ、ちゅうことは120年かかるとよね、事業が完了するまで。立て替えする分も何件あつとね、ことしの何が。件数は。

○町長（日高 昭彦君） 大変申しわけございません。訂正をさせていただきます。立て替え払いではなくて、先行投資というつもりで発言したつもりです。申しわけありません。

○農村整備課長（横尾 剛君） 23年度の工事までについています給水栓の設置数が1,041戸、24年までに開栓。

○議員（児玉 助壽君） ことしの設置件数、実際の。予算的には10件分しかねえじゃねえね、10件分じゃったら120年かかるばい。

○農村整備課長（横尾 剛君） ことしの分はちょっと今手元に資料がございませんで、後で報告をさせていただきます。

○議員（児玉 助壽君） なんね。

○農村整備課長（横尾 剛君） ことしの分はちょっと手持ちに資料がございませんので、後で報告をさせていただきたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 先行投資、わけもわからんこというけど、立て替え払いというたやねえね、これも立て替え払いち載っておるがね。これ、立て替え払いで町の資料にも。立て替え払いじゃったら、歳入に上げんならんとやがね、課長はわからんてことはねえやねえね、今までの、昨年の実績、決算書にも載つとるわ。昨年の実績でことしは何件何戸つくかって、事業費も出ちよっちゃかい。大体のおおよその歳入は見込めるはずじゃが、何で上げとらんとね。

○農村整備課長（横尾 剛君） 設置件数と開栓件数が違うございまして、開栓して初めて負担金をいただくということにしておりますので、見込みの開栓数ということで予算には計上をしているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） 課長の説明じゃったら、その開けんかったらもう見込めんわけじゃね。ちゅうことは立て替え払いじゃねえじゃねえね。補助金になるよ、補助金に。これは、補助金としてよ計上せんかったらよ。これは、粉飾決算になるど。そしたら、立て替えのなんが補助金としてこの100戸なら100戸分、条例で補助金交付要綱をもってかい、補助せん限

りは仕事はできんど。町長、どうね、監査委員にも聞くけど、これは今のは重大な答弁じゃったがよ。これは、監査委員としてそういうことが許されますか。町長も。監査委員答えてください。重要な問題ばい、監査上で。監査をする上で。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前11時02分休憩

.....
午前11時03分再開

○議長（山下 壽君） 休憩前に一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

補助金ではないかということですが、これは先行投資でありまして補助金ではございません。

○代表監査委員（三角 巖君） 児玉議員の質問にお答えいたします。

まず、給水栓設置工事費の立て替え払い、これを合法とするのかといったようなことでございますけれども、この問題につきましては先ほどから出る出ておりますが、これは県営土地改良事業分担金徴収条例に基づき、川南町県営土地改良事業給水栓と分担金徴収規則を定めております。規則に基づいて適正に処理されているということで、合法であると判断しております。

ただいま町長も申されましたとおり、やっぱり立て替えでなく先行投資であり、課長も申し上げておりましたが実際は全額町で負担しておるところもあるようでございますけれども、川南町の場合は開閉栓方式ということで、議会を通りまして開栓したときから負担金をいただくということが以前の議会で決められております。そのようなことで現在進められておるといふふうに、監査委員としては理解しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 条例じゃ立て替え払いとか、立て替えになっておるのに、立て替え払いだったら、入ってきたの歳入として上げんならんよ、立て替え払いだったら。歳入に上がっておらんから問題じゃっていうとよ。課長が、開けんかったら全部入ってくるていうたが、不納欠損で処分せんならんやろう。そんが適正な会計しとうね。歳入に入ってこんなら立て替えにならんじゃね。寄附か、寄附は、例えば補助金になるわけじゃろうがね。監査委員。何ぼ条例が正しいかろうがよ。予算書に立て替え払いやったら歳入で上がってこんならんちゃが。これは行政の会計の基本じゃろうがの。歳入で上がってこんかったら寄附か補助金しかねえちゃがね。

○代表監査委員（三角 巖君） 児玉議員の質問にお答えいたします。

立て替え払いということが先ほど来出ておりますし、ずっと質問書でも立て替え払いという表現で出してありますが、先ほど来、町長のほうから申されておりますとおり、これは資産に対する先行投資であると、立て替え払いではないという理解であります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 先行投資でそんげな予算のなんがねえと思うけんどね。これは町が出した立て替え払いち、そしたら虚偽記載、虚偽報告で違法に税金を支出したことになるよ、これは。とんでもねえこつ言いよるが。あんたええかげんな答弁ばかりしとるけんど、これは町がつくったなんよ、立て替え払い、開栓したときに町が農家に請求する、閉栓中の場合、町が立て替え払いち。もう時間がねえけんど、もう、これは法的になんしてもらわないかんけんね、あんたでもそういうようなんしよれば。もう時間もねえこつちゃけんど。この土地改良区の運営費不足、運営費が不足する条例は、滞納税金は町が肩代わりすることと同じやったがね。町みずからが川南町税徴収条例を否定することにならんとですか、町長、これは。

○議長（山下 壽君） 児玉議員、もう一度質問を言ってくれないですか。今の質問をもう一度。

○議員（児玉 助壽君） この条例があるかい、合法じゃの正当性をいいよるけんどよ、その説明ができんようななんもしとって合法ていうことは絶対ねえがよ。この、うちの議会が議決した条例が、あるかいちゅうけんど。このうちの議会の議員のほとんどがこれは畑かん事業の推進員で、その総会で日当やら利益供用を受け取るわね。また、これ審議採決にあたり除籍するべき受益者が含まれております。議決そのものに正当性が問われる脱法条例で、農家の負担を軽減し、一営利団体の土地改良区を優遇する農業政策であります。それにより町民は高負担、低サービスを強いられています。それが、この税徴収と運用の仕組みであります。税徴収運用等の公平公正を図る上において条例を見直し、改廃を行い、しゃべんな、こら。議長、注意せい、こら。うるせいがこれやったら。応分の負担、条例を見直して改廃を行い、受益者に応分の負担を求めるべきと思いますが、町長の見解を聞いて、この立て替え金の法的整合性の根拠を伺って質問を終わります。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、繰り返しになるかもしれませんが、町で定めております負担金徴収条例及び規則、また土地改良区の助成に関する条例、そういうものも含めまして、十分議論していただいていると認識しておりますので、改正も必要ないと考えております。

○議長（山下 壽君） 以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。議員、全議員控え室へ移動をお願いします。

午後11時12分休憩

午後11時36分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第2「議案第32号川南町税条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっています慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、総務常任委員会に付託します。

日程第3「議案第33号川南町保育所条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案33号川南町保育所条例の一部改正について伺いたいと思います。この件につきましては、補正予算等で調査費ですかね、そういった形が掲げられております。さらに、8月6日の議会の全員協議会において説明資料として、説明する中におきまして、いろんなこの保育所の統合に関わる条例等について説明があった訳であります。これらの説明と今回の条例の一部改正というか、廃止条例そういった形の1つだけしか、一件だけしか提示されてないようですが、他の件につきましては協議はなされなかったのか、関係条例としての質問をいたしたいと思います。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただ今の竹本議員のご質問にお答えいたします。通常であれば関連議案として予定しておりましたのが、施設の移譲、物品の移譲等についての準備も一応しておったんですけれどもちょっと時間的な経緯で今回の提出に間に合いませんでしたので、これにつきましては12月議会でまたご承認を得るように提案をしたいと思っております。宜しくお願いします。

○議員（竹本 修君） それでは、時間が足りずにこういった形になったということで理解してもいいということですが、私が一般質問でも申し上げましたけど、あらゆる担当課が共有しないと前進する物も、前進しないという、あるんじゃないかというように思っております。12月ということになりますともう次は3月の定例会しかございません。そこではもう間に合いません。そういう事を含めていった場合に、この9月で他の条例等も提出があつて審議しながら12月じゃないけど、そういった形で確定していくといった方向性でなければ、ならないという風に思っております。以前に2カ所ほど民間委託へのそういった条例等の改正がございましたけど、それは一括そういった形の方向性がなされました。と言いますのも、そういう事でなければ12月に再度この条例が提案があつた場合に不備等と言いますか、そういった形がありますともう年が明けますと、保育園児の募集とかいろんな作業が出てきます。ですからそれにも対処できないという形がございます。合わせてほかの条例等につきましては12月という、提出があるのか町長に伺いたいと思います。

○副町長（山村 晴雄君） 今の竹本議員の御質問でございますけども、前回の東保育所、十文字保育所につきましてもですね時期としては12月に提出をしております。今回9月に出

したというのはですね、今度新しく次年度にですね、新しく保育園を建設するということがございまして、いろいろ補助金の申請なり、そうする中で早く設計辺りを手掛けないけないということがございまして、本来ですと12月くらいに考えておった訳ですけども、その辺りがですもんですから、今回9月に出ささせていただいたという経緯があります。それから、ご質問の関連の分でございますけれども、今度12月に提案をさせて頂きたいと思っております。

○議員（竹本 修君） はい解りました。ぜひともびしゃっとした整理の元で提出方お願いしたいと思います。先ほどからくどういのですが、なぜこんなにまで確認していくかということになりますと、9月において廃止条例に伴います所の職員の任用替え等でそういった作業が進められているようにお聞きをしております。そういう事も含めて担当課それから教育総務課、総務課、総合政策課、そういった関係課の共有をぜひともやって頂いて、障害の内容な提出方をお願いして質疑を終わります。

○議長（山下 壽君） 他に質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この改正案は、山本、記念館、野田原保育所の廃止民営化計画に沿い、その実施予定者に野田原保育所を譲渡し、さらに記念館、山本保育所の統合を図るための改正案です。第1に統合保育所の用地の位置と面積の取得の決議もなく、野田原と記念館、山本保育所の別表からの削除は、議案提案権の乱用ではないかという点です。第2に町立の3カ所の保育所を廃止して、現行140人余の規模の保育所をどこに設置するのか、一般質問でもお聞きした通り、山本小校庭設置案について、その位置や面積についての町の見解が示されていません。友愛社に対する町の迎合姿勢ではないですか。第3に、120人定員、実数は4月1日現在で146人今通園しております。統合保育所の設置について、児童福祉法24条に基づき実施責任を負っている町として施設や運営にどう関わるのか。友愛社の理念と構想に迎合ではなく町が設置し当事者に譲渡する案はないのでしょうか。第4に統合保育所の設置場所の不適合性は明らかです。3保育所関係者の合意もなく校庭ありきの予定場所は、現行3保育所のそれぞれの面積にも及びません。学校環境を損ない、学童保育所等課題にも逆行です。もし二階建てが安全面で可能なら3保育所の。

○議長（山下 壽君） 内藤議員、一般質問ではございませんのでこの議案に対して端的な質疑をしてください。

○議員（内藤 逸子君） はい、いずれかを選べばいいのではありませんか。だからこのまだ面積も位置もしていないのにこんな提案をするのではないかということで質問いたします。

○副町長（山村 晴雄君） 内藤議員の質問にお答えをいたします。まだ面積も何も確定されていないということでございますけれども、それに関連する予算を教育費の方にですね、学校敷地からの分筆調査業務にするように予算を計上をしております。その予算が通り次第、そういう作業をやりまして、面積を確定させたいと思っております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 用地取得は譲渡の決議もまだなされていなくて、その今度予算で分筆調査して予算を通していただければ前に進むんだと言われますけれど、用地っていうの

がまだはっきり決まっていないという事なので、提案は無効ではないかと思うんですが、山本小校庭の結局どこをどのくらいの場所というのはまだ議決されていないということは何遍も答弁されてますよね、それが先じゃないんですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただ今の内藤議員のご質問でございます、用地の面積に対する議決とかいう行為は一応必要としては考えておりません。一応議会の承認を得るべき事項としましては、この保育所につきます廃止案について御承認いただきますこと。それから物品及び土地に関する譲与に関するご承認をいただくこと、その行為がこの民営化に対する提案でありますしご承認事項だと解釈しております。

○議員（内藤 逸子君） 位置面積は確定していないのにこういう条例廃止案が出ておりますけれど、友愛社はもう既に構造図というものを提案して、昨日も質問いたしましたけど、山本地区に全家庭にアンケートなんかをお配りしているんですよね。それは決まっていないのにそういう事が進んでいる、それはこの条例の、この条例を変える必要が何であるのかということで児童福祉法の24条の規定に沿う実施責任を町は持っていると思うんですが、今度の提案の中には保育所設置の規定について児童福祉法24条に変えて、第35条の3項に変更するのは事業者の多目的施設への条件整備ではないのかお聞きいたします。それと保育所条例第2条設定既定の変更について国の保育所の財政保障の根拠というのは変わっていないと思うので、改訂はされていないと思うのでこの条例を変えるということは必要ではないんじゃないかと思うのですが、結局、今後進めていくの前取りしているように思えるんですよね。だから小学校の校庭の中の場所が決まっていないの先に条例を変えてしまうというのがどうしても納得できませんので、私はこの提案は取下げ、また撤回されるべきだということで質問いたします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただ今内藤議員の条例案の中身ですけれども、先ほど言われました24条、35条に関しましては目的及び設置に関する条例設置の根拠でございます。これはこのために替えたものではございませんで、前回の改正前の趣旨設置に根拠の内容につきまして選査しましたところ、目的設置という条項で改正した方が現実的にほかの市町村におきましても、こうした形で24条で目的をうたい、35条で設置ということで明記しておりますので、その条文を改正するものでございます。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（児玉 助壽君） 副町長に議会本会議で質問するつち言うつつたかい、期待に背く訳にいかんかい質問するけど、民営化に移行するとが国策っていいよつたがよ、国策であればこら民営化せならんがよ。民営化、今公立がなんぼあつとか、4つか5つある訳じゃが完了してしまうのは何年までかかるのか、なんぼ国策でんよ猶予期間つちゅうもんがあるかい3年か5年か猶予期間があるがよ。何年で、16年じゃつたらもうかれこれ7、8年なつとやが、猶予期間は何年になつとね、民営化完了するとは。措置費はわからんちこちじゃつたが、制度で天から降ってくるようなごついいよつたが、どんげな制度で天から降ってくつ

とですか、そして民営化することで人件費が削減されてサービスが向上する、これを読むと町の職員の人件費が押しなべてたけえしてサービスが低いっつうこつになる訳じゃね、つうことは役場の職員も正職員か、あれを民間に委託した方がええごちやるが民間に委託する考えはねえっつね。

○副町長（山村 晴雄君） 児玉議員のご質問にお答えいたします。

国策かということでございますけれども、（違うど、国策ちゃお前が言ったつどと叫ぶ者あり）国策化がどうかということでお聞きですのでお答えいたします。これは平成13年に整理執行いたしました小泉内閣においてですね、三位一体の改革ということで、地方にできることは地方に、民間にできることは民間にという政府の政策であります。それを具体的にうけてやったのはですね、3つほどあります。一つは国庫負担金の改革ということで、3兆円分を一般財源化した、税源移譲したという事であります。それから税源移譲、所得税から所得税を個人住民税へ移譲したと、それから地方交付税の改革で交付税の総額の抑制という3つの事が政策として推進されましたけれども、その一つの国庫負担金の改革、一般財源化ということでこの公立保育所の分はそのうちの改革によって一般財源化されたということで、これは政策ということで理解をしているという事であります。（違うじゃねえか、民営化が国策といったがと叫ぶ者あり）そういう事のとらえ方ではありません。今言ったのは政策だと、国の政策だと、国策とは国の政策を私は国策という風にとらえたということでございます。以上です。（全部答えとらんが申請せんでいいっちゅう制度と叫ぶ者あり）それは、今言いました三位一体改革のうちの一般財源化であります。それは従来でしたら国庫負担金を公立保育所の分も負担金として町に降りてきておりましたけれども、これを一般財源化、要するに地方交付税として算入しますよということに。（違うがね、お前が言よつとは、園児が何人おって、そんげなつを出さんでいいとかちゅうたら、出さんでいい、天から降ってくるっちゅうたがと叫べものあり）天から降ってくるということではなくてそれは交付税ということに、一般財源化になりますとその内の算入であります積算根拠というのは、（違う、何もせんでん制度で降りてくるっち言うたじゃろがと叫ぶ者あり）それが地方交付税です。（違う、措置費が降りてくるっちいうたじゃろうがと叫ぶ者あり）いやいやそういう事じゃない、公立保育所の分が地方交付税として降りてくるということです。これは申請をするわけではございません。交付税というのは国が基準財政需要額なりを人口を基に国が積算をさせて、この町はこのくらいの年間標準的な財源がいるというのを基準財政需要額として求めをします。そしてこれは収入は、これは基準財政収入額と言いますけれども町税のおよそ75%に相当する分がそれらを含む金額を差っ引きまして交付税が交付される事であります。その基準財政収入額が差っ引きになるということでございます。ですからその根拠というのは、数字というのはあくまでも推計でないといふことでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 国庫負担金に入ってこんかいちゅう意味じゃごたるけど、措置費は所得贈与税を通じて所要の財源措置が講じられる、都合のええこつばかり説明してか

らここんとこ説明せんじゃねえか、措置してもらうためには園児が、認可基準、認可保育園じゃろが、認可保育園であれば認可基準ちゅうとがあるが、3歳児じゃったら保育士が1人とか4歳児で5人に1人とかそういう認可基準、それによって算定基準のいうのが出っとやがね、あんたが言うごつなんもせんで制度で降りるとやったら役場の職員はいらんよ。そういう説明だったよあんた。これを見ると河野洋平さんが何のときの答弁でそういう問題が起きらんごつしとるがよ、そして国は国で今度は何十億か何百億か、4,612億か待機児童を解消するとに、制度は整備し拡充しよる世の中じゃがね、あんたが言うごつよね、また切らるるようなこつもいよったけんども、認定基準が算定基準じゃったがね、じゃろがね。ちゅうこつは、削減するちゅうこつは民間の保育園も削除されるっちゃが、認定基準が変わるこつは算定基準も変わるとやかい、保護者に不安を与えるような説明ばかりして、町長はいろんな異論はなかったちいよったけんども、措置費がねえなっち説明されたら大変じゃ、こら民間にしてもらわないかんわ、民間はサービスがいいかい、人権費も安いこつちゃし、というけんどもそういう風に誘導しよるけんどもよね、そげなもんじゃねえどがね保育政策つうとは、人件費がとかそういう問題じゃねえがね、保育は、地方財源に移譲されたらよ、財源が余剰に使いよっちゃかい、整備して拡充して経費をつこうてんですよ、川南町に子供を育てて住もうかなというのを作るとが保育政策であってよ、予算を削るとは保育政策じゃねえよ。それが町長がいうた先行投資じゃがね、わけのわからんこつ先行投資しよるけんども、保育政策に銭を使うとが10年20年後の先行投資であってよ、負の遺産をつくるとが先行投資じゃないがね。どんげしてん保育政策の姿勢が見えんとやがよ、民間でも公立でもいいけんどもよ、安ければいいちゅうようななんがよ、いかんがね。ちゃんと理念をもって保育政策をしやいよ。ほんじゃつら、役場の職員の給与がたけえしてサービスをせん、で、副町長が話よった職員がいらんごつなるよ。ちゃんと仕事するから措置費は降りてくっとやがね。天から降りてくっとね。副町長。

○副町長（山村 晴雄君） 先ほどから申し上げておりますように、児童福祉法の改正になりまして、公立の分が一般財源化になったと地方交付税されたということですがけれども、基準財政収入額の部分が差っ引かれますからその分が、いくなればカットという風な見方をされてもいいんじゃないかという風に思います。そして、我が町ではありません、隣の木城町は地交付税が不交付団体です。ですから、計算上参入はされます、あそこも効率があるから、されますけれども、結局は不交付団体ということでまったくの0という事になります。だから一般財源化されるということは。そういう意味で基準財政収入額分の75%と申しましたけれども、その相当額分も実質は差っ引かれることになると、だけでも逆にその分は国庫負担金として出てくるわけではありませんから、特定財源ではありませんから自由に使えるということではあります。以上です。

○議員（児玉 助壽君） そんげなこつは言われんでわかったら、河野洋平さんが議長をしとるときそこそこの自治体の実情に合わせて措置するごつなっとるわね。要は、じゃかい保

育政策を聞きよっちゃがね、民間にしてん経費ばかりでいよったら、川南町の出生率は下がるよ。住むもんもおらんよ。ちゃんと保育政策に投資して川南町に住むが、あっこはええなとって、木城の事はどんげでもいいとよ川南町をどんげするかじゃがね。木城の事を俺が聞いたね。そんげ対象物出して自分を正当化しよるけんどんよ、川南町がどんげな保育政策をとっていかっちゅう聞きよるだけのこっちゃがね。10年後、20年後のための先行投資をどんげすつとね。

○町長（日高 昭彦君） ただ今の御質問、御指摘でございます。まさに子供たち、これからの将来の川南を担うであろう子供たちに対する先行投資、非常に重要なことだと位づけておりますしいかなることがあっても福祉のサービスの低下を招いてはいけない、サービスの向上を求めるものであります。

○議長（山下 壽君） 他に質疑はありませんか。

○議員（林 光政君） 関連でこの33なんです、さっき課長がおっしゃったこの一部改正は、今度の、今の山本小関係のとは関係ないで、以前の事で理解してもいいわけですね。この法改正。一部改正て出てますでしょ。これは今議題に上がっています山本保育所への統合の一部改正ではないという風に理解してもいいんですか、なんかそういうような説明じゃったと思いますけど。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただ今の林議員の御質問でございます。

一部の中に、条文の目的であるとかあります、これにつきましては適正な条文に替えたということでございますので、内容につきましては先ほど言いましたように統廃合に関する廃止案というのが重要な中身であるということでご理解いただきたいと思います。

○議員（林 光政君） この表にあるように改正後、中央保育所、番野地保育所とあって改正前にまだ黒枠で3つのこっています。だからこれには関係ないということに、今の質問はそういう事なんです、お聞きしたいのはですね、わかりました。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただ今の御質問でございます。付記しておりますところも当然廃止案の中での但し書きということでしておりますので、その内容も含めて3つの保育所の廃止についての条例案ということがこの議案の中身でございます。宜しくお願いします。

○議長（山下 壽君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務常任委員会に付託します。しばらく休憩します。午後の会議は1時からといたします。

午後0時11分休憩

午後1時00分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第4「議案第34号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）」

日程第6「議案第36号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第7「議案第37号平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第8「議案第38号平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第9「議案第39号平成24年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」

日程第10「議案第40号平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

日程第11「議案第41号平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

日程第12「議案第42号平成24年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」

以上8議案を一括議題とします。

これから、本8議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、43ページの土地購入費についてじゃけんど、うちの所管じゃから別に聞く必要もないような感じもするけんど、地場産品振興会とか産業何とかちゅうの、地場産業振興会の人かいもろうた、この何を見ると、多分、パーキングエリアの下の土地購入費じゃと思うけんど、これを見ると事業計画の欄も全然できとらんとん、なんで土地を購入すつとか、いまいちわからんところがあっちゃけんど、いろいろ建設課、総合政策課か、政策総合課か、どっちかわからんけど、総務課やなんやら、聞くとよ、いまいち三者とも意思統一ができとらんほじやろうがよ。先ほど、同僚議員が、質問しよつたっちゃけんど、地域の産業の活性化やら、地場産業、6次産業化やなんや、聞きよつたけんど、町長はいろいろ格好いいこと言いよつたけんど、その割には、この政策的に姿が見えてこんとやけんど、この資料を見ると、「川南町パーキングエリア利用に関する確認書については、現在のところ、町が地域振興を目的とし

た恒常的な利用の計画がありませんので必要ありません。この施設の賃貸契約を締結する必要もありません」ちゅうような回答書になつとるが、ちゅうことは、土地購入する意味がねなつてくつね。この文言のことじゃとよ。

大規模災害発生時における防災拠点物資、ネクスコかいの資料じゃと思われたけど、総務課に送ったやつに、町がネクスコにやったやつね。これは、8月24日と、総合政策課からなるわけね。これは。ちゅうことは、文書取り扱いが総務課になつとるから、総務課が受けたやつですか。これは。出したやつ。（「出したやつ」と呼ぶ者あり）ちゅうことは、締結する必要もありませんちゅうことじゃつたら、この土地購入、必要になるわけじゃけんど、提案理由説明書じゃつたら、ウエルカムゲートとなつとるけんど、土地購入費、購入すつとこがあがるとこが、ウエルカムゲートと思うけんどよ。そのウエルカムゲートもいらんほじゃろけんど、こげんなんじゃつたら、町が契約せなせんでいけんどんよ。別に。ほかのところに、契約させて刈り込むつうでくるじゃからね。そんげなつた場合に、民間の金儲けのため、土地を購入せならんこつ、何もなつとやが町の政策がいまいち見えんとよね、民間なら民間にまかせつちよたら、民間が買えばええわけじゃわ、土地を。中途半端じゃとよね、土地まで買うというのは、町もある程度の契約等に関わつてこんかつたら、土地購入する、何も理念も見えてこんちゃがよ。何のために買うとかわからんと。どうなつとですか。このままじゃこれは、地場産の組合の観光協会も、町のこういう取り組み方じゃつたら、なかなか仕事ができんごちやろがよ。

町長、この利活用について、どういうこの考えを持つととね、土地購入費と関係ねえけんど、大きく関わつてくとよね。利用で。政策、政策。利活用についての、じゃねえと、何のために土地を買うか分からんごつなつてくるよ。

○建設課長（村井 俊文君） 児玉議員の御質疑にお答えします。

川南PAの横の三角地の購入の件なんですけど、これは平成22年に児湯5町で利活用検討協議会を立ち上げ、その中で、川南PAは宮崎から延岡まではPAがないということで、利活用した方がいいんじゃないかという話があがりました。

それで一つは、ウエルカムゲート、高速の外から中に入るゲートをつけまして、それで中の高速道路の利用者と交流をするという一番の目的がございます。それで、ウエルカムゲートをつけるには、どうしても駐車場等が必要になっています。それで、町としましても、用地を確保するからウエルカムゲートというのをつけてくださいと、ネクスコ西日本に要望し設置可能となりました。

今回、平成24年度に都農～高鍋間開通と、そして日向～都農間が25年度に開通します。それで、今回、土地を購入するわけですが、あその後、あそこのPAの中で、最初は、地場産とか地場川南町産業振興会のほうが、あそこに物産館というか、川南町の地場産を売る場所をつくってください、という要望がありましたけど、町としましては、交通量が一番問題になって、やっぱりあそこで採算性がとれなければ、物産館はつくれないうことでしており、

テントとかあそこで建てて、物産を販売するというようにしています。

それで、今回、ネクスコのほうが、PAの中にプレハブの倉庫をつくり、その半分は防災拠点といいますか、大規模災害のとき、あそこに物流を搬入するという、搬入して外に出すということの計画等もでてきておりますので、今回、三角地を購入しまして駐車場と、それにまた物資の仮置き場というふうに考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 利活用、パーキングエリアの土地購入する、そういう目的あるとやったら、なんか政策的なもんがあってええんじゃないだろうと思うけど。

課長が言うとは、わかっとる。委員会で審査すればいいことであって、いまいち見えてこん。このパーキングエリアとこの関係が。土地を購入するならする。パーキングエリアの利活用について、事業計画を立てていかんにゃよ。これも一応、先行投資になってるけど、川南の話を見ると、地場産観光協会との賃貸契約を結ばんようなネクスコがそういう話も聞くし、ちゅうことは、頓挫してしまう。この計画そのものが。何のためにこうたかということになるが、そこ辺のなんもよ。そして、下のなんが、土地のなんが、建設課であって、防災関係とか、地場産関係になったら、総合政策課になつとるや。ちゅうような関係になるがよ。そこ辺に、一応、そういう計画があって、町民がそういう地場産の観光協会ちゅうとか、要望が出とってやからいよ、窓口を一つにして、町はどんげして取り組むかちゅていうやつをしていかんにゃよ。

これは、この組よ、観光協会、地場産の組も、それなりには計画を立てとってやろうと思うかいよ。そういう要望があったら、ニーズに答えて対応すつとが、役場の仕事ちゃかいよ。一方的な何をしちよつたち、途方に暮れてるような状況じゃがよ。町長、そのどういう考えを持とつと。今のパーキング利活用について。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問でございますが、担当が建設課であろうが、総合政策課であろうが、契約するのは川南町でございますし、御指摘のとおり、当然それには連携調整を図る必要がございますし、現に、観光協会、それから県、地場産業を入れて検討は行っておるところでございます。

児玉議員が言われた町が契約をしないという件に関しましては、我々が、防災拠点としての契約は当然必要であればするわけですが、その場所を使って、販売をする、利益を生むということについて、ネクスコが使用料が欲しいと、それを何もしていない町が契約を結ぶわけにはいきませんので、その件に関しては、地場産業とネクスコの賃貸契約ということになって、町は、それに関してはできないということを行ったと認識しておりますし、今後ともパーキングエリアを活用することは、ずっと地場産のパーキングエリア検討会ということで、ここ1年以上検討していただいておりますので、午前中も言いましたように、そういう町の産業をこれからまた活性化していただくためにも、いろんな形で町としてはサポートしていきたいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） そういう考えがあるならば、知恵を出して、汗を出して、行動していかならんと思うけど、いまいち知恵も汗も行動ねえごちやるもんじゃかい、一応聞いてみたところです。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（濱本 義則君） 今の同僚議員の質問に関連するわけでございますけども、この件に関しましては、いろいろお聞きしたいことがございました。

まず、今からの最終目的にいくまでに、町がどれくらいの負担をせないかんということをお考えになっているのか。例えば。

○議長（山下 壽君） 濱本議員。どこに対する質疑ですか。全然、質疑の内容が分からんとですよ。

○議員（濱本 義則君） わかりました。すみません。今、児玉議員がおっしゃったことがあったから、お分かりになったかと思ったから。

それでは、川南町一般会計補正予算（第2号）、43ページの土地購入の件でございます。

児玉議員のおっしゃった事に関連するわけでございますけど、今から、例えば、ウエルカムゲートということになれば、それをつくらないかん、それから今の町長のお話ですと、地場産か観光協会かわかりませんが、ネクスコの高速道路のあれとの賃貸契約、云々ちゅうのもある。ただ、そうなった場合に、運営費がかかってくる。

私、考えますに、今の東九州自動車道の通行料において、果たしてそれだけのものが賄えるものができるかなというのが、心配されるわけですが、それに対するマーケティングなんかも行われているのかなと、その辺をちょっとお聞きしたい。今から、町が負担するのが、こういうものがあって、大体これくらいになるんじゃないだろうかというのがあれば、お聞きしたいなと思ってます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、濱本議員のおっしゃるとおり、町といたしましての考えは、まず全面開通して、どのぐらいの交通量があるのかそういうのを判断しながら、そういうハードをするなら、資金を投入するならというふうに考えております。現段階の話は、地場産業振興会とネクスコが、イベント、週に一遍、月に一遍、確定はしておりませんが、そういうところで物産をやっていくということを聞いております。町としての、今の予算に関しては、今回の土地購入のみでございます。

○議員（濱本 義則君） 気持ちはわかります。ただ、ちょっと順序が逆じゃないかなと。防災とか、そういった災害の場合のという一つの目的はあろうかと思っておりますけども、こういう形で、もうマーケティングしてこれでもうやれると、だからこの土地を購入しますよ、というならわかるんですけど、購入した、マーケティングやってみた、どうもまだ金ばかりそうで、どうも物になりそうもない。やめたときに、これはどうなるんですかね。それが質問いたします。

それから、あと1点しかできませんので、その次に、17ページの17款繰入金1項3目の介

護保険特別会計繰入金、310万ぐらいございますけども、これは介護保険、「3,100万」と呼ぶ者あり）3,100万、すみません。失礼しました。3,100万ほどあるわけですけども、これは介護保険の23年の決算による剰余金から、これが戻ってきたという解釈でいいのか、そしてもしそうだとすれば、戻ってきたのが、戻ってきて、これが24年度の予算で139万円を介護保険に、やっぱり一般会計から繰り入れてるわけですね。

もし、決算額の剰余金によるものは、必ず戻さなければ、そういう処置をしなければならぬという、なんかあるのか。もしそれがなければ、わざわざ一遍入れてまた、逆に入れると、なら差し引きをやったほうが早いんじゃないかという気がしました。ということです。

以上、2点お願いいたします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの濱本議員の質問でございます。

一般会計予算の37ページの歳入は、言われたとおり平成23年度の精算に伴います剰余金の繰り入れでございます。24年度の補正につきましては、繰り入れとしての規定の中で、繰り入れるべき額を繰り入れているということでございます。

以上です。

○議長（山下 壽君） もう一つ、誰か。

○建設課長（村井 俊文君） 濱本議員の御質疑にお答えします。

川南PAの駐車場の件でございますが、あそこを一番、駐車場を買収します一番の目的は、最初の利活用検討協議会のほうで、ウエルカムゲートというのをネクスコのほうに設置の要望をしております。これは、ネクスコのほうの工事で設置をいたします。そうしたときに、外からのPA外部からと、中の人の交流というのを考えておりましたので、その中の人の方からの駐車場ということで、その中の人の、外の人の方の駐車場ということで考えています。PAの中の物産販売とか、これは地場産との話し合いの中、地場産のほうは全額、全部、運営費とか、人員については全部出すという話でございます。

先ほど町長が申しましたように、将来的に、交通量をみながら、町の方としては、物産館が採算がとれれば、物産館をつくるという建設になっております。

あと、駐車場のほうも、一応、今回買収をしますが、駐車場の整備については、まだこの状況を見ながらということで考えています。駐車場につきましては、一応、舗装を考えておりますので、700万から800万ぐらいになるんじゃないかというように考えております。

以上でございます。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 先ほどの濱本議員の質問に説明不足がありましたので、補足しますけども、この介護保険特別会計につきましては、単年度会計でございますので、一遍、精算をした額につきましては繰り入れと、当年度会計に関しましては、繰り出しという形での会計をつくっております。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 今回の介護保険の繰り入れ、繰り出しの件についてはよくわかりました。

追加予算はやっぱり、介護保険費になるわけですけど、29ページの繰出金ちゅうのがあるんですね。繰出金139万4,000円、これが介護保険の中、介護保険費として繰り出されているんですけども、これは一般会計の中で、歳出も出てんですかね。それがちょっとわからなかったもんですから。もし、どっか別会計で繰り入れておるんであれば、どこで繰り入れているのか教えていただきたいと思います。

それから次に、同じくまた戻りまして、43ページの8款土木費、8款2項3目地方道路交付金事業の中で、垂門橋の補修の予算が出ております。この部分は、町づくり交付金ではできなかったのか、どちらが補助率がよかったのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思っております。

以上です。

○建設課長（村井 俊文君） 濱本議員の御質疑にお答えします。

垂門橋をなぜ町づくり交付金で実施しなかったということでございますが、町づくり交付金事業の補助率は4割でございます。今回、実施します地方道路交付金事業は、補助率が6割で2割の差がございます。

本町にとりましては、有利な補助率のある地方道路交付金事業で計画をしましたので、現在実施しています町づくり交付についてははしておりません。財政的なことも考えて多分されただろうと思います。平成22年と23年に松原下橋のかけかえをやっておりますので、そちらのほうもお金がいるということで、1年おくれますけど、この地方道路交付金事業で取り組んだというふうに思っています。

以上でございます。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 先ほどの濱本議員の御質問でございます。

一般会計の繰出金につきましては、介護保険特別会計のほうに繰り入れをしているところでございます。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）について質問いたします。

36ページになります。6款農林水産費1項農業費6目畜産業費でありますけども、手数料については、町水道のないところが全戸なのか、それで何戸あるのか。

それと、家畜の防疫関係については、B Lの関係、牛白血病の関係だと思いますけども、100%検査ということで聞いておりますけども、検査率がどれぐらいあって、感染率がどれぐらいあるのか。

それと、強い農業づくり交付金ですけども、経営規模がどれぐらいで、6,800万の補助が出

るのか、よければ農業農事組合法人の名前も教えていただきたいと思います。

以上です。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、6款1項6目の手数料でございますが、事前に、農家の方々にアンケートをしまして、井戸水を使っているかという質問をしました。その結果が、一応230カ所の見込みということで出ております。町水道の使用率というのは、若干、今回の調査が井戸水の検査ということで、出したものですから、上水道のほうは、ちょっと把握できておりません。230カ所を想定しております。

それから次の、家畜疾病清浄化支援対策事業でございますが、全体で1,590頭の牧牛が現在、川南町にあります。そのうちの希望をとりましたら、200頭しか第1回目の中では、希望が出てまいりませんでした。その中の調査を行った結果、1軒あたり複数頭の罹患牛がいるということを確認しましたので、それで今回、特別な対策をうって、清浄化を100%清浄化を目指していこうということで、隔離飼育に踏み切ったところでございます。そういうことでございまして、1,590頭を、今から全頭検査をしていこうという計画でございます。と申しますのが、やはり検査をして、そのあと、罹患牛だとわかったときにどうするのかという対策をきちんとやった上ででない、この対策は打てないということで、その対策まで十分に行った上でかかろうとしたところでございます。

3番目、強い農業づくり交付金事業でございますが、GPセンターに関しましては、2億3,000万円を予定してあります。そのうち、国庫補助が、対象が若干はずれる部分がございます。補助率は3分の1で、今回の上程金額になるということでございます。

これにつきましては、国の強い農業づくり交付金事業でございますが、県を經由して、6,864万5,000円が入ってまいります。そして、町としては、これをトンネルという形で事業主体に交付する予定にしております。ちなみに、この企業名でございますが、農林組合法人香川ランチでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） 150万、BL対策で事業費がうってあるわけですけど、これは、頭数が確定しての金額ではないわけですかね。頭数の確定があれば教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の質問に再度お答えいたします。

この150万円の根拠でございますが、基本的に行政ができることは、隔離飼育に関する、飼育にかかる費用の半分ということで算定しております。よって、想定は60頭ほど出るのではないかと想定しておりますが、実際は、検査してみようということではございます。それにかかる畜舎の賃借料、それと飼育者に対する飼育料ということで算定された金額の2分の1を補助するという形で予算化しているところでございます。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。徳弘美津子君。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）の10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費の47ページになりますが、放課後子どもプラン事業の99万9,000円の減額です。これは、東日本災害により、県の補助額が減額になったことにより、事業内容の縮小となっておりますが、まず、この放課後子どもプラン事業の概要を今一度御報告ください。

また、この事業の計画変更の内容をお教えてください。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの徳弘議員の質疑にお答えいたします。

まず、放課後子ども教室の内容ということですが、この放課後子ども教室は、毎週水曜日に各小学校5校のそれぞれの別館におきまして、午後3時ぐらいから2時間ほどいろんな子供、学校では習わないいろんなお茶とかお花、それから花を植えたりとか、そういったことをする教室を行っております。

これに対して、今年度このように東日本大震災でカットになりましたので、この分についての何を削ったかということですが、報償費を84万9,000円削っていますけれども、この報償費はこの教室にいろんな講師を呼びましてその講師料ということで計画をしておりましたが、このカットによりまして、講師を呼ばなくて、その分は自前の社会教育指導員であったり、コーディネーターであったり、そういった方々で教室を、講師のかわりに教室をすることとしております。

それから、マイクロバス賃借料は、これ町外のほうに研修に出て行く予定でしたけれども、その分につきまして、もう町内のほうでこの賃借料がなくなりますので、町内のほうで教室を開くということとしております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、今の確認によりますと、毎週水曜日の3時から2時間という教室は変わらないということですよね。実際、報償費の中で講師料を頼まずにということですが、これが逆に言えばいつ決まって、講師の方をもともと頼んでいたものをお断りすることになったのか、この事業が縮小になったときがいつなのかという部分で、講師の方をお願いをしていた部分を一応取り下げをすることになったのか。

また、これはそのときに町独自の予算として上げようというお気持ちのほうはなかったのでしょうか。この事業の必要性からもともと放課後プランを取り入れたと思うんですが、99万9,000円、100万の減額になった時点で講師を頼まなくて済むぐらいの事業であったのか。それとも町の独自の予算としてやはりやるべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの徳弘議員の質疑に再度お答えいたします。

確かに、徳弘議員の言われるように、せっかく講師を頼んでおいてお断りすると、大変失礼な話なんですけれども、これが決まったのは6月4日に宮崎県の教育長、生涯学習課のほ

うから予定してた国庫補助金が減額になりましたということで、講師のほうにはそれが来てすぐ、継続でやっておられた講師、それからこれからお願いする講師というのがありましたけれども、大体講師をお願いするのは、当初に年間通じてお願いする講師とその都度1カ月前ぐらいにそういったプランを練りましてお願いする講師といますけれども、どちらについてもこの6月4日に来た時点でお断りしました。

それから、町の単独で中身を維持するためにやる気はなかったかという御質疑ですが、確かに本来ならそのように当初いい内容での子供たちに教室を開きたかったのですからそのままやりたかったわけなんですけれども、子供たちには大変残念なことではありますけれども、こういう御時勢ですのでなかなか町単も途中から、99万9,000円という額は大変なことですので、何とか今年度は我々スタッフのほうで乗り切ろうということで、こういうふうには講師をお断りしての教室を開くということにさせていただきました。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、これはもう課長のほうでっていうこともわかりませんが、来年もしこのような事業が廃止になるようであったら、この放課後プランというものはやっていけないということでよろしいでしょうか、やらないということで。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） この子ども教室は来年も一応あるようになってますので、来年は、きよねんもそうでしたけれども、きよねんもカットされて、当初に、国のほうに、県を通じて国のほうに途中でカットされるのであればもう最初からその額でお願いします、それでないと計画が立ちませんのでっていうお話をして、この文書にもありますんですけど、県のほうからの、一応かなり国に対して努力をしましたが今回かないませんでしたということで、来年はもっとしっかりここを押さえて、途中で変更のならないように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（川越 忠明君） 24年度一般会計補正予算（第2号）の6款1項3目農業振興費の中の新規就農総合支援戸別所得補償経営安定推進事業1,050万というのがありますけれども、これ県の補助でございますけれども、この新規成年就農者のうちの要件に満たした氏名というのがありますが、何名中の氏名ですかね。

それからもう一つ、同じく19節の中の強い農業づくり交付金事業補助金の中の養鶏業という、さっきおっしゃった農事組合法人GPセンター、これはどのくらいの規模かお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（押川 義光君） 川越議員の御質問にお答えいたします。

新規就農総合支援事業の該当者は9名おりました。それで、6月に1名分を一応予算計上させていただきました。本格的に6月、7月でいろいろ県と調整した結果、川南町配分はかなりふやすことになったということで今回予算化したところでございます。実際、成年就農

給付金が給付されないと、過去5年間以内に所得を上げて該当にならなかった人が1名いらっしゃると、そういう状況でございます。

それから、強い農業づくり交付金の件でございますが、日量の処理トン数が、これからの計画ではまず初年度で13.8トンを目安に1日当たり処理する予定でございますが、5年計画でやっておりますが、最終年度には15.4トンを目安に日量処理する能力を有する機械を導入すると。もちろん建屋も含めてでございますが、そういう能力の機械を導入する予定でございます。以上です。

○議員（川越 忠明君） この新規成年就農者のうちの今の9名中の7名ですか。9名中ですね、いいですね、それでこの要件というのはさっき言ったようにいろいろあると思うんですけども、もう1回その要件がどんな要件か聞きたいと思っております。せっかく9人なら9人とも思ったんですけども、そういう規定があればそれでいいんですけども。

それから、このGPセンターの件ですけども、13.4と、これはどの辺にできるんですか。場所はどの辺にできて、大体組合の数ほどのくらいあるんですかね。

○農林水産課長（押川 義光君） 成年就農給付金の人数でございますが、6月と今回の分を合わせて8名ということになります。

それと、要件でございますが、まずは所得要件がまず1つございます。年間250万円以上の所得を上げた場合にはもう該当しないと。それから、まず親との就農はもうだめということでございますが、土地にもあくまでも親の物を借りてやっているとということでは該当しないということでございますが、現在川南町で非常に多いのはそういうパターンなんですけども、実際これですとハードルをクリアしていきますと、今の段階でこの8名というのは町外、県外から川南町に新たに就農でお見えになった方ぐらいがこの給付金に該当したということでございます。8名が該当いたします。

それから、強い農業づくり交付金のほうでございますが、事業体の構成メンバーは一応現在4名で構成されております。生計を別にする4名の方々に構成されております。場所は通山小学校の北側の部分に位置します。現在は田んぼでございますが、今手続をいろいろ、土地に関する手続を取っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（米山 知子君） 議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算の中の47ページ、10款教育費の19節の473公民館費で川南町地域公民館建設等補助金とありますが、これはどこの公民館の建設補助金なんでしょうか。

それと、次のページ、49ページの10款教育費保健体育費の中の18節備品購入費保健体育総務費のテント購入費、これはどこかの学校のテントを購入されるということでしょうか。2点お願いします。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの米山議員の質疑にお答えいたします。

まず、47ページの公民館補助金なんですけれども、これは本来ですと川南町の地域公民館建設等補助金交付要綱に基づいて毎年予算計上を初年度にするべきなんですけれども、ここ数年ずっとそういった建築の申請とか改築の申請とかそういうものがなかったこともありまして予算に上げてませんでしたけれども、今回赤石のほうから屋根がどうしても漏水して困るということでありましたので、今回上げさせていただきます。今、赤石さんのほうは青いシートのほうでちょっと一時的に待っていただきまして、この予算が通りましたらそれから進めたいと思っております。

ただ、来年度におきましては、こういった改築というのはいつあるかわかりませんので、また新年度に上げさせていただくような相談をさせていただきたいと思えます。

それから、49ページのテント購入なんですけれども、これは生涯学習課のほうでテント貸し出しをしております。そのテントが今回の強風、いわゆる急に天気が悪くなる爆弾低気圧ですか、あのとときの強風で壊れまして、このテントの貸し出し、借り出し要望はかなりありますので、そのままではいけないということで急遽テントを購入することといたしました。

○議員（米山 知子君） つけ加えて、現在生涯学習課で貸し出し用のテントっていうものの備品は数はどれくらいあるんでしょうか。そして、今度買うのはこれは1張りですか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 米山議員の質疑に再度お答えいたします。

申しわけありません。テントの今何張りあるかというのはちょっと手元に資料がございません。後で報告したいと思えます。これは2張り分でございます。

○議員（米山 知子君） 済みません、細かくなりますけれども、これは4本足、6本足で、実は、私、生涯学習課でテントをお借りしようと思って一カ月ほど前にお電話したことあるんですけれども、そのときに壊れてると、6本足のほうが壊れてるといようなことの返事をいただいたので、ああこのことかなって思ったんですけど、今度買われるのは、そういうふうな大きいほうの6本足のほうのテントを2張りということですか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの米山議員の質疑に再度お答えします。

6本足の一番頑丈な、最新の余り壊れないようなものを構えたいと思っております。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（河野 幸夫君） 議案第35号平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）中37ページの6款1項7目農地費、この中の農業体質強化基盤促進整備事業交付金7,401万5,000円となっていますが、この説明書き、補足説明で詳しく書いてありますけれども、できましたら場所とか何戸ぐらい農家が参加されるのかお聞きいたします。

○農村整備課長（横尾 剛君） 河野議員の御質問にお答えします。

戸数は、あれで説明しましたように、今のところはこれから要望を取ってそれで把握をしたいということで今考えているところでございます。今からまたお知らせ、それからいろんな媒体で農家には広報していこうと考えております。

場所は、ですから出てきたところが場所ということになるかと思えます。農地の場所は川

南町全土ですから、はい、そこで排水が悪いところというところがございます。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に、議案第36号、議案第39号、議案第40号、議案第41号は文教厚生常任委員会に、議案第37号、議案第38号、議案第42号、議案第43号は産業建設常任委員会にそれぞれ付託します。失礼しました。43号は取り消していただきます。

日程第13「議案第43号平成24年度川南町水道事業利益剰余金の処分について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第14「認定第1号平成23年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」

日程第15「認定第2号平成23年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

日程第16「認定第3号平成23年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上3案件を一括議題とします。

これから本3案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（濱本 義則君） 認定第3号平成23年度川南町水道事業会計決算認定について御質問いたします。

1点でございますが、補足説明の中で資本的収入及び支出の中で、資本的収入が前年度比89.5%の増となりましたという御説明がありました。その主な理由といたしまして、東九州自動車道建設に伴う水道用配水管布設替え工事負担金の増収によるものであるという説明がありました。私、下水道課に何年前にお聞きしたっていうか、この場でだったと思いますけれども、これ高速道路が通るところで水道管が邪魔になるからこのかえるやつだと思っんですけど、あれは最初は高速道路建設側が負担してたけど、最近では各地区で負担するよう

になって大変だという話聞いたんですけど、この負担金っていうのはどこから出たんですか。

○上下水道課長（新倉 好雄君） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました平成23年度決算における資本的収入のうちの東九州自動車道の負担金ということでございますけども、これは建設開始当初のから建設改良に伴う工事費についての負担金については資本的収入に充てて、仮設、水を切りかえるための仮設工事に伴う収入については収益的収入で計上しております。

よって、平成23年度における負担金の増ということは、最終年度で更新工事がかなり量がありましたのでその分で収入がふえたということで、収入負担割合または内容については当初より変わっておりません。

ただ、建設工事に伴うものについては減耗分が発生しますので、町の持ち出しがあるということの説明だと思います。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により各常任委員会から議長を除き1名ないし2名を選出し、6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を、同じく5名の委員で構成する特別会計等水道会計特別会計決算審査特別委員会それぞれ設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、本3案件については、6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会及び5名の委員で構成する特別会計等水道会計決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審議することに決定しました。

したがって、認定第1号は一般会計決算審査特別委員会に、認定第2号及び認定第3号は特別会計等水道会計決算審査特別委員会にそれぞれ付託します。

各常任委員会はそれぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午後1時58分休憩

.....
午後1時59分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

お諮りします。一般会計決算審査特別委員会委員に、総務常任委員会から【濱本義則】君、【中津克司】君、文教厚生常任委員会から【川越忠明】君、【内藤逸子】君、産業建設常任委

員会から【児玉助壽】君、【米山知子】君を、特別会計等水道会計決算審査特別委員会委員に、総務常任委員会から【河野幸夫】君、文教厚生常任委員会から【税田榮】君、【竹本修】君、産業建設常任委員会から【川上昇】君、【林光政】君、以上一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計等水道会計決算審査特別委員会委員に5名を選任することに決まりました。それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午後2時02分休憩

.....

午後2時03分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に【濱本義則】君、同副委員長に【中津克司】君が委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

また、特別会計等水道会計決算審査特別委員会の委員長に【竹本修】君、同副委員長に【川上昇】君が委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は20日の会議において審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さんお疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いいたします。終わります。

午後2時04分閉会
